平成２４年（フ）第４１号
神奈川県平塚市徳延416番地の２
破産者　株式会社池田建工
１　決定年月日　平成24年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５４１号
岐阜県加茂郡富加町高畑333番地１、登記簿上の本店所在地岐阜県関市巾２丁目107番地１
破産者　中部印刷株式会社
１　決定年月日　平成24年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２８号
静岡県焼津市保福島520番地
破産者　株式会社家具の増田木工
１　決定年月日　平成24年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４２号
愛知県豊橋市花田町字斉藤62番地の１
破産者　福博株式会社
１　決定年月日　平成24年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止の取消決定確定等

平成２４年（ソラ）第１０４号（原審名古屋地方裁判所一宮支部平成２３年（フ）第４２６号）
愛知県一宮市八幡４丁目１番97―204号
シャルマンコーポ一宮
破産者　樋口　好文
上記破産事件について、下記２のとおり取消決定が確定したので、併せて３及び４の事項を定める。
１　主文　原決定主文（破産廃止決定）を取り消す。
２　決定確定日　平成24年５月24日
３　破産債権の届出期間　平成24年６月28日まで
４　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月７日午前11時
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第３０４号
群馬県太田市飯田町200番地の２
破産者　大英建設株式会社
１　決定年月日　平成24年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第５６５号
金沢市玉川町６番18号
破産者　有限会社広房
１　決定年月日　平成24年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３０５号
岐阜市日野東３丁目10番６号
破産者　日商建材株式会社
１　決定年月日　平成24年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１３８５号
札幌市豊平区月寒東１条14丁目４番18―102号
破産者　小笠原淑江
１　決定年月日　平成24年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４６２号
札幌市東区北10条東11丁目１番20―206号
破産者　浜本　一男
１　決定年月日　平成24年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９４７号
仙台市若林区土樋233番地　ダイトシティ愛宕橋205
破産者　松浦せつ子
１　決定年月日　平成24年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５５５号
埼玉県八潮市中央２丁目11番地１　八潮セントラルハイツ305、破産手続開始時の住所埼玉県八潮市大字鶴ケ曽根399番地３
破産者　角谷　　実
１　決定年月日　平成24年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４９７号
静岡県沼津市花園町16番地の18　ファームヴィラ花園201
破産者　河邉　善昭
１　決定年月日　平成24年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１７３号
熊本市西区春日１丁目14番24―607号
破産者　濵﨑美恵子
１　決定年月日　平成24年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１７２号
福島県伊達郡桑折町大字北半田字平沢田３番地
破産者　野村　清一
１　決定年月日　平成24年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第３３１号
金沢市額新保１丁目237番地１、従前の住所金沢市大額１丁目439番地２、従前々の住所金沢市山科１丁目13番29号
破産者　林　　香苗
１　決定年月日　平成24年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３６１号
愛知県安城市桜井町宮西11番地７、開始決定時の住所愛知県安城市村高町藤野里67番地
破産者　太田　弘子
１　決定年月日　平成24年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係